

(資料 1 別紙)

○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（電気計器のみ抜粋）

(平成五年十月二十八日)
(通商産業省令第七十二号)

別表第二(第十条関係)

(平一二通産令一四八・平一二通産令二二八・平一三経産令三二・平一三経産令一八八・一部改正)

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
最大需要電力計	二級基準電力量計又は三級基準電力量計		日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令(昭和三十一年通商産業省令第百五十九号。)第一号から第三号までのいずれかに該当する者	三十名
	電力量計誤差測定装置	定格周波数の九十五パーセントから百五パーセントまでの範囲、定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲及び定格電流の五パーセントから百二十パーセントまでの範囲において、力率一及び〇・五の電気入力を行うことができ、かつ、誤差を〇・〇五パーセント以内の精度で測定できるもの		
	耐候性能試験装置	日本工業規格C一二八に規定する高温急冷試験、湿潤・亜硫酸ガス試験、塩水噴霧試験、パッキン老化試験、耐光試験及び注水試験並びに高温・高湿試験及び温度サイクル試験ができるもの		
	過電流発生装置	定格電流の三千パーセントの電流を一秒間発生することができる、かつ、定格電流の百五十パーセントの電流を三十分間発生できるもの		
	振動試験装置	振動数十六・七ヘルツで複振幅が四ミリメートルの振動を一時間以上与えることができるもの		
	衝撃試験装置	最大加速度五百メートル毎秒毎秒の衝撃を与えることができるもの		
	傾斜試験装置	前後及び左右それぞれ三度傾斜させることができるもの		
	磁界発生装置	直径一メートルの磁化コイルであって、その中心に百アンペア毎メートルの磁界を発生できるもの		
	パルス発生装置	出力インピーダンスが五十オームであって、高さが千五百ボルト、幅が二百ナノ秒及び五百ナノ秒、立ち上がり時間が一ナノ秒、繰り返し周波数が定格周波数と同一、極性が正及び負、位相が零度から三百六十度までのパルスを発生できるもの		
	温度計	計ることのできる温度が零下十度から百十度までの範囲のものであって、目量が一度以下のもの		
	絶縁抵抗計	五百ボルト絶縁抵抗計であって、五メガオームまでの抵抗を測定できるもの		
	耐電圧試験装置	定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができるものであって、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長		

		が五十マイクロ秒の五千ボルトの正極性全波電圧を発生できるもの		
	交流電源装置	定格電圧の百十パーセントまでの電圧を発生できるもの		
	温度試験装置	温度零下十度から四十度までの範囲内の任意の温度を保持できるもの		
	標準計器用変成器	日本工業規格C一七三一に規定する確度階級が〇・一級のもの又は〇・二級のもの		
	変成器試験装置	〇・〇一パーセントの精度で比誤差を測定できるものであって、〇・一分の精度で位相角を測定できるもの		
	変成器負担装置	力率零から一までの範囲で百ボルトアンペアまでの皮相電力を消費できるもの		
	試験電源装置	定格周波数において、定格電圧の百十パーセントまでの電圧及び定格電流までの電流を発生できるもの		
	ひずみ波形発生装置	第三調波を含むひずみ波を発生できるもの		
	静電気放電試験装置	八千ボルトの静電気を接触放電できるもの		
	スプリングハンマ	〇・二二ジュールの運動エネルギーを発生できるもの		
	グローワイヤ試験装置	日本工業規格C〇〇六〇に規定するグローワイヤ試験ができるもの		
	電磁波障害試験装置	外部からの高周波電磁界の影響を受けず、周波数二十六メガヘルツから一ギガヘルツまで、電界強度が十ボルト毎メートルの高周波を発生できるもの		
	停電試験装置	定格周波数において定格電圧を発生できるものであって、その電圧を一秒間隔で十回以上連続で開閉でき、かつ、定格周波数の一周期にあたる時間で一回開閉できるもの		
電力量計	二級基準電力量計 基準電圧計 基準電流計			百二十九名
	時間計	〇・一秒を測定できるもの		
	電力量計誤差測定装置	定格周波数の九十五パーセントから百五パーセントまでの範囲、定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲及び定格電流の二・五パーセントから百二十パーセントまでの範囲において、力率一及び〇・五の電気入力を行うことができ、かつ、誤差を〇・〇一パーセント以内の精度で測定できるもの		
	耐候性能試験装置	日本工業規格C一二八一に規定する高温急冷試験、湿潤・亜硫酸ガス試験、塩水噴霧試験、パッキン老化試験、耐光試験及び注水試験並びに高温・高湿試験及び温度サイクル試験ができるもの		
	膜厚計	三十マイクロメートルまでの塗膜の厚さを測定できるもの		
	過電流発生装置	定格電流の三千パーセントの電流を一秒間発生することができる、かつ、定格電流の百五十パー		

		セントの電流を三十分間発生できるもの		
	振動試験装置	振動数十六・七ヘルツで複振幅が四ミリメートルの振動を一時以上与えることができるもの		
	衝撃試験装置	最大加速度五百メートル毎秒毎秒の衝撃を与えることができるもの		
	傾斜試験装置	前後及び左右それぞれ三度傾斜させることができるもの		
	磁界発生装置	直径一メートルの磁化コイルであって、その中心に百アンペア毎メートルの磁界を発生できるもの		
	パルス発生装置	出力インピーダンスが五十オームであって、高さが千五百ボルト、幅が二百ナノ秒及び五百ナノ秒、立ち上がり時間が一ナノ秒、繰り返し周波数が定格周波数と同一、極性が正及び負、位相が零度から三百六十度までのパルスを発生できるもの		
	温度計	計ることができる温度が零下十度から百十度までの範囲のものであって、目量が一度以下のもの		
	絶縁抵抗計	五百ボルト絶縁抵抗計であって、五メガオームまでの抵抗を測定できるもの		
	耐電圧試験装置	定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができ、かつ、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長が五十マイクロ秒の六千ボルトまでの正極性全波電圧を発生できるもの		
	始動電流試験装置	定格周波数において定格電圧を発生することができるものであって、力率一において定格電流の四百分の一、千分の三、五百分の一、三百七十五分の一、二百五十分の一及び百分の二の電流を発生できるもの		
	交流電源装置	定格電圧の百十パーセントまでの電圧を発生できるもの		
	温度試験装置	温度零下十度から五十度までの範囲内の任意の温度を保持できるもの		
	標準計器用変成器	日本工業規格C一七三一に規定する確度階級が〇・一級のもの又は〇・二級のもの		
	変成器試験装置	〇・〇一パーセントの精度で比誤差を測定できるものであって、〇・一分の精度で位相角を測定できるもの		
	変成器負担装置	力率零から一までの範囲で百ボルトアンペアまでの皮相電力を消費できるもの		
	試験電源装置	定格周波数において、定格電圧の百十パーセントまでの電圧及び定格電流までの電流を発生できるもの		
	ひずみ波形発生装置	第三調波を含むひずみ波を発生できるもの		
	静電気放電試験装置	八千ボルトの静電気を接触放電できるもの		
	スプリングハンマ	〇・二二ジュールの運動エネルギーを発生できるもの		
	グローワイヤ試験装置	日本工業規格C〇〇六〇に規定するグローワイヤ試験ができる		

		もの		
	電磁波障害試験装置	外部からの高周波電磁界の影響を受けず、周波数二十六メガヘルツから一ギガヘルツまで、電界強度が十ボルト毎メートルの高周波を発生できるもの		
	停電試験装置	定格周波数において定格電圧を発生できるものであって、その電圧を一秒間隔で十回以上連続で開閉でき、かつ、定格周波数の一周周期にあたる時間で一回開閉できるもの		
無効電力量計	二級基準電力量計又は三級基準電力量計			二十七名
	電力量計誤差測定装置	定格周波数の九十五パーセントから百五パーセントまでの範囲、定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲及び定格電流の五パーセントから百二十パーセントまでの範囲において、力率〇・八六六及び零の電気入力を行うことができ、かつ、誤差を〇・一パーセント以内の精度で測定できるもの		
	耐候性能試験装置	日本工業規格C一二八一に規定する高温急冷試験、湿潤・亜硫酸ガス試験、塩水噴霧試験、パッキン老化試験、耐光試験及び注水試験並びに高温・高湿試験及び温度サイクル試験ができるもの		
	過電流発生装置	定格電流の三千パーセントの電流を一秒間発生することができる、かつ、定格電流の百五十パーセントの電流を三十分間発生できるもの		
	振動試験装置	振動数十六・七ヘルツで複振幅が四ミリメートルの振動を一時間以上与えることができるもの		
	衝撃試験装置	最大加速度五百メートル毎秒毎秒の衝撃を与えることができるもの		
	傾斜試験装置	前後及び左右それぞれ三度傾斜させることができるもの		
	磁界発生装置	直径一メートルの磁化コイルであって、その中心に百アンペア毎メートルの磁界を発生できるもの		
	パルス発生装置	出力インピーダンスが五十オームであって、高さが千五百ボルト、幅が二百ナノ秒及び五百ナノ秒、立ち上がり時間が一ナノ秒、繰り返し周波数が定格周波数と同一、極性が正及び負、位相が零度から三百六十度までのパルスを発生できるもの		
	温度計	計ることができる温度が零下十度から百十度までの範囲のものであって、目量が一度以下のもの		
	絶縁抵抗計	五百ボルト絶縁抵抗計であって、五メガオームまでの抵抗を測定できるもの		
	耐電圧試験装置	定格周波数において二千ボルト以上の電圧を一分間発生することができる、かつ、波頭長が一・二マイクロ秒、波尾長が五十マイクロ秒の五千ボルトまでの正		

		極性全波電圧を発生できるもの		
	始動電流試験装置	定格周波数において定格電圧を発生することができるものであって、力率〇・八六六において定格電流の一・〇パーセントの電流を発生できるもの		
	交流電源装置	定格電圧の百十パーセントまでの電圧を発生できるもの		
	温度試験装置	温度零下十度から四十度までの範囲内の任意の温度を保持できるもの		
	標準計器用変成器	日本工業規格C一七三一に規定する確度階級が〇・一級のもの又は〇・二級のもの		
	変成器試験装置	〇・〇一パーセントの精度で比誤差を測定できるものであって、〇・一分の精度で位相角を測定できるもの		
	変成器負担装置	力率零から一までの範囲で百ボルトアンペアまでの皮相電力を消費できるもの		
	試験電源装置	定格周波数において、定格電圧の百十パーセントまでの電圧及び定格電流までの電流を発生できるもの		
	静電気放電試験装置	八千ボルトの静電気を接触放電できるもの		
	スプリングハンマ	〇・二二ジュールの運動エネルギーを発生できるもの		
	グローワイヤ試験装置	日本工業規格C〇〇六〇に規定するグローワイヤ試験ができるもの		
	電磁波障害試験装置	外部からの高周波電磁界の影響を受けず、周波数二十六メガヘルツから一ギガヘルツまで、電界強度が十ボルト毎メートルの高周波を発生できるもの		
	停電試験装置	定格周波数において定格電圧を発生できるものであって、その電圧を一秒間隔で十回以上連続で開閉でき、かつ、定格周波数の一周期にあたる時間で一回開閉できるもの		